

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に必要な図書

申請書類	提出部数
サービス申込書	2部(正・副)
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書【別記第1号様式】 ※ 変更の場合は、変更に係る技術的審査依頼書【別記第3号様式】	
低炭素建築物新築等計画認定申請書【様式第5】 ※ 変更の場合は、変更申請書【様式第7】	
設計内容説明書	
委任状	1部(正)

提出図書	記載すべき事項	提出部数	
各種 図面・ 計算書	付近見取図	方位、道路、及び目標となる地物	2部(正・副)
	配置図	縮尺及び方位	
		敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別	
		空気調和設備等、エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備又は器具及び建築物の低炭素化に資する措置(以下、「低炭素化に資する設備等及び措置」という。)等の位置	
	仕様書(仕上げ表を含む)	部材、及び低炭素化に資する設備等及び措置の種別 外壁等・開口部の仕様、構造、寸法及び取付方法	
	各階平面図	縮尺及び方位	
		間取り、室の名称、用途及び寸法	
		天井の高さ、範囲及び面積	
		壁の位置及び種類、並びに開口部の位置及び構造 低炭素化に資する設備等及び措置の位置	
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
	用途別床面積表	複数の用途を有する建築物の場合の、用途別床面積の一覧	
	立面図	縮尺	
		外壁及び屋根の構造	
		低炭素化に資する設備等及び措置の位置	
	断面図又は矩計図	縮尺	
		建築物の高さ	
外壁及び屋根の構造、軒の高さ、並びに軒及びひさしの出			
小屋裏の構造			
各階の天井の高さ及び天井の構造 床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造			
各部詳細図	縮尺		
	外壁、開口部、屋根その他断熱性を有する部分の材料の別及び寸法		
	各種設備の構造方法		

各種 図面・ 計算書	各種計算書等	建築物の構造及び設備が低炭素建築物であることの基準に適合することを示す資料	2部(正・副)
		計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容※ ※一次エネルギー消費量計算書(Webプログラム計算結果)	

住宅以外の用途に供する建築物又は建築物の部分

各種 図面・ 計算書	空調設備機器表	熱源、空調機並びにポンプ等の種別、仕様、台数、性能及び制御方法	2部(正・副)
	空調設備平面図	縮尺 空調ゾーン、熱源、空調機並びにポンプ等の位置、台数、構造及び制御方法	
	空気設備系統図	熱源、空調機並びにポンプ等の位置、系統及び構造	
	換気設備機器表	給気機、排気機並びに換気代替空調機等の種別、仕様、台数、性能及び制御方法	
	換気設備平面図	縮尺 給気機、排気機並びに換気代替空調機等の位置、台数、構造及び制御方法	
	換気設備系統図	給気機、排気機並びに換気代替空調機等の位置、系統及び構造	
	給湯設備機器表	給湯器の種別、仕様、台数及び性能 節湯器具の採否及び太陽熱利用方法	
	給湯設備平面図	縮尺 給湯設備の位置、台数、構造及び配管の保温	
	給湯設備系統図	給湯設備の位置、系統及び構造	
	照明設備機器表	照明設備の種別、仕様、台数及び消費電力	
	照明設備平面図	縮尺 照明設備の位置、台数、構造及び制御方法	
	昇降機設備機器表	昇降機設備の種別、台数、積載量、速度及び速度制御方式	
	各種自動制御図	空調設備、換気設備、給湯設備、照明設備の自動制御方法及び構造	
	その他機器表	その他低炭素化に資する設備等及び措置の種別、台数及び性能	
各種計算書等	外皮の性能を示す計算表及び当該計算に必要な各部分の仕様、構造及び寸法		

住宅のみの用途に供する建築物又は建築物の部分

各種 図面・ 計算書	空調設備機器表	空調設備機器の種別、仕様、構造、台数、性能及び制御方法	2部(正・副)
	換気設備機器表	換気設備の種別、仕様、構造、台数、性能及び制御方法	
	給湯設備機器表	給湯設備の種別、仕様、構造、台数性能、及び制御方法	
	照明設備機器表	照明設備の種別、仕様、構造、台数性能、及び制御方法	
	共同住宅等における昇降機設備機器表	共同住宅等における昇降機設備の種別、仕様、構造、台数、性能及び制御方法	
	その他機器表	その他低炭素化に資する設備等及び措置の種別、台数及び性能	

- 上記書類のほか、必要に応じて、住宅型式認定書、型式住宅部分製造者認証書、又は特別評価方法認定書を取得している場合はこれらの書類、計算書入力シート、特定の性能を表示したカタログ等を提出してください。
- 変更の依頼を行う場合は、変更する部分の図書を提出してください。
変更前の技術的審査が当社以外の審査機関である場合、又は適合証交付後5年を経過したものである場合は、変更図書に加えて、変更前の認定申請図書が必要となります。

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合の注意点

※当該申請を建築物エネルギー消費性能適合性判定に代える場合、以下の点に注意してください

1. 正本に添える図書には、設計者の記名・押印が必要です。
2. 住宅と非住宅の複合建築物で、住宅部分の面積が300㎡を超える場合の提出部数は、上記の正・副2部のほかに、**正本の写し**が追加で必要となります。
また、その場合は、**住宅部分と非住宅部分は別冊**としてください。